にいがた食の安全・安心基本計画

令和4年度 ~ 令和6年度

にいがた食の安全・安心基本計画とは

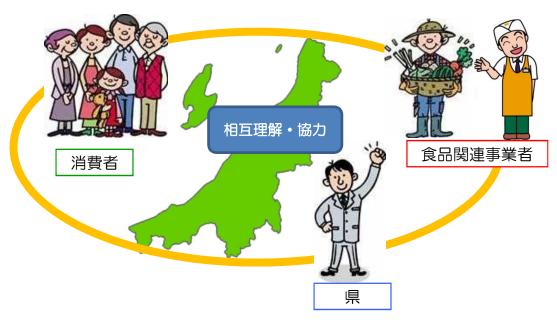
)新潟県における食の安全·安心*に関する施策を総合的に推進するために、「にいがた食の安全·安心条例」(以下「条例」)に基づき、県民意見を聴いて 策定した計画です。

* 食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保すること

キャッチフレーズ

見える安全 知る安心 みんなで育む 食のにいがた

食の安全・安心を推進するためには、消費者・食品関連事業者(生産者、製造者、調理者、販売者など)・新潟県が、それぞれの役割と責務を果たし、相互に理解して協力することが大切です。



令和4年3月改定



目 次

				ヘーン
1	計画	策定	!の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画	の位	i置付け······	1
3	計画	の期]間	1
4	計画	の目	ig	2
5	施策	の視	!点と体系·····	3
6	キャ	ッチ	·フレーズ······	4
7	各施	策の)取組指標····································	5
8	計画	の推	進体制····································	6
9	計画	の進	行管理と公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1 0	食	の安	全・安心に関する施策	
初	点	1	安全な食品の提供	
	施策	1	安全な農作物等の提供の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	施策	2	安全な畜産物の提供の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
	施策	3	安全な水産物の提供の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
	施策	4	安全な加工食品の提供の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
	施策	5	食品等の適正な表示の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
	施策	6	危機管理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
初	点	2	食の安全・安心を育む信頼関係の確立	
	施策	7	県及び食品関連事業者からの情報発信の推進	2 0
	施策	8	消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
	施策	9	食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進・・・・・・・・・・	2 6
	施策	1 0	食の安全・安心に係る人材の育成	2 8
資	料	7.57		2 2
	用語角	解説·		3 0

にいがた食の安全・安心基本計画

計画策定の経緯 1

「食の安全・安心」は、食料供給県である新潟県にとって極めて重要な課題です。

新潟県は、「県民の健康を保護すること」並びに「県民が安全で安心な食生活を享受でき、 安全で安心な食品を消費者に提供できる新潟県を築くこと」を目的として、平成17年10月 に「にいがた食の安全・安心条例」*(以下「条例」といいます。)を制定しました。

この条例に基づき、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県 民の意見を広く聴いたうえで、平成19年3月に「にいがた食の安全・安心基本計画」を策 定し、その後2回の改定を経て、様々な施策を進めてまいりました。

この度、第3期計画(平成 29 年度から令和3年度まで)の期間終了に合わせ、にいがた 食の安全・安心審議会*をはじめとする県民の意見を広く聴いたうえで、これまでの施策の 成果や達成度、食の安全・安心に関する最近の情勢を踏まえ、「第4期計画」として計画を 改定しました。

計画の位置付け 2

この計画は、新潟県における食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進する ための基本となる計画であり、条例第9条の規定に基づき策定するものです。

この計画において「食の安全・安心」とは、条例第2条で定義するとおり、「食品等の安 全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保すること」をいいます。

なお、計画の各所で「安全」と「安心」を並列で用いていますが、「安全」とは「科学的 根拠に基づき安全性が確保されていること」(客観的な事実)を指すのに対し、「安心」とは 「各個人が安全性について信頼していること」(主観的な心の状態)を指しており、両者の 違いに留意して記述しています。

計画の期間 3

令和4年度から6年度までの3年間とし、社会情勢の変化等によって必要が生じた場合 には、計画の見直しを行うこととします。

なお、この計画と関連する他の計画は次のとおりです。

- ・新潟県健康福祉ビジョン*
- ・・・健康福祉施策の方向を示す計画
- · 新潟県食育推進計画*
- ・・・食育分野の推進計画
- ·新潟県食品衛生監視指導計画*
- ・・・食品衛生法*に基づく監視指導等の行動計画
- 新潟県農林水産業施策推進計画*・・・農林水産業施策の推進計画

4 計画の目的

この計画は、県民が安全で安心できる食生活を享受でき、安全で安心できる食品を消費者 に提供できる新潟県を築くことを目的としています。

この目的の達成度を測るため、次のとおり成果指標を設定します。

成果指標:新潟県内で生産・加工・製造された食品が安全だと思う 県内外の住民の割合

目 標:県内8割以上、首都圏7割以上を確保する

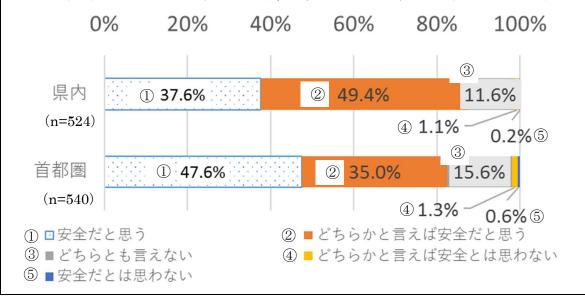
把握方法:県民及び首都圏住民を対象に実施する住民意識調査により把握

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2 年度	令和3 年度
県	内	84.1%	85.3%	87.4%	86.8%	87.0%
県外(首都圏)		77.7%	79.6%	78.9%	78.7%	82.6%

把握方法:県民及び首都圏住民を対象に実施する住民意識調査により把握

〈令和3年度結果〉

あなたは新潟県内で生産・加工・製造された食品の安全性について、どのように感じていますか



「県内外の住民」とした理由は、条例の中で「安全で安心な食品等を消費者に提供できる 新潟県を築く」ことを目的の一つと定めていることから、新潟県民だけでなく、県外住民の 満足度も重要と考えるからです。このため、県内外の住民を対象として、食の安全・安心に 関する様々な施策に取り組みます。

また、「安全だと思う住民の割合」とした理由は、生産・加工・流通の各段階で食品の安全性確保の取組を実施したうえで、それを積極的に発信し、最終的にできるだけ多くの住民の安心につなげることを目指しているからです。

なお、平成19年に基本計画を策定して安全確保と情報発信の取組を積み重ねてきたことに加え、第3期計画期間中(平成29年度から令和3年度まで)に食の安全を大きく脅かすような大規模な事件・事故がなかったこともあり、成果指標値は高い値を維持してきました。 今後、この状態を確保していくという考え方に基づいて成果指標の目標を設定しました。

5 施策の視点と体系

この計画の目的を達成するには、「安全な食品を提供」することと、それが消費者の安心につながるように消費者・食品関連事業者・行政の「信頼関係を確立」することが必要であり、この2つの視点から施策を展開していくことが大切です。

そこで、食の安全・安心を推進するための施策として次ページのとおり 10 の施策を掲げ、 それらを 2 つの視点に体系付け、各施策を展開していきます。

視点1 安全な食品の提供

~見える安全~

新潟県は、米をはじめとする様々な農林水産物や加工食品の一大供給県です。

県民はもとより、全国の消費者に安全で安心できる食品を安定して提供することは、食料 供給県としての責務です。

安全な食品を安定供給できるしくみを作り、それを全国の消費者にPRしていくことは、 新潟県産食品のブランドイメージと付加価値を高め、ひいては県内の農林水産業と食品産 業の振興にもつながることが期待できます。

そのため、県としては、生産から消費までの過程の各段階において、食品の安全性や適正な食品表示を確保するため、食品関連事業者への一貫した指導・監視や食品の検査を行うとともに、事業者の自主的な取組を推進する必要があります。

また、食品等による健康被害の発生に備えた危機管理体制の整備や安全な農作物の提供に向けた技術開発など、安全な食の提供に向けた取組を推進していきます。

以上、安全な食品を提供するための施策を「視点1」として体系付けます。

視点2 食の安全・安心を育む信頼関係の確立 〜知る安心〜

食品の安全性について消費者の信頼を確保するには、安全な食品を供給することはもとより、安全確保の取組を消費者に知ってもらうことが重要です。

そのため、県はあらゆる広報媒体を通じて食品関連事業者や消費者に対し、食の安全・安心に関する様々な情報をわかりやすく提供するとともに、食品関連事業者による消費者への情報発信を支援します。

また、食品関連事業者や行政が消費者から信頼されることが重要であることから、消費者・食品関連事業者・行政の相互理解を進めるために食に関するイベントなどを積極的に開催するとともに、食の安全・安心に係る専門的な知識を有する人材の育成等にも努めます。

以上、消費者・食品関連事業者・行政の信頼関係を確立するための施策を「視点2」として体系付けます。

重点取組 食品衛生法*改正に伴う食品営業者全体の自主衛生管理の向上

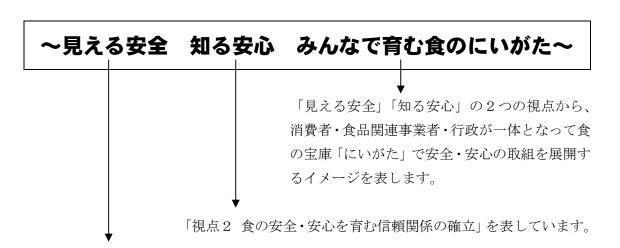
平成30年に食品衛生法*が大幅に改正され、令和3年から原則すべての食品営業者に「HACCP*に沿った衛生管理」や営業の届出等を求める制度が始まったことから、営業者に新制度の普及を図るとともに、それが消費者の安心につながるよう取組状況をわかりやすく発信していきます。

施策の体系

目的 施策の視点 施 視点1 施策1 安全な農作物等の提供の推進 安全で安心できる食品を提供できる新潟県を築く 県民が安全で安心できる食生活を享受 安全な食品の 施策2 安全な畜産物の提供の推進 提供 施策3 安全な水産物の提供の推進 施策4 安全な加工食品の提供の推進 見える窓舎 施策5 食品等の適正な表示の徹底 施策6 危機管理体制の整備 視点2 施策7 県及び食品関連事業者からの情報発信の推進 食の安全・安心 施策8 消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進 を育む信頼関 施策9 食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進 係の確立 施策10 食の安全・安心に係る人材の育成 知る受か

6 キャッチフレーズ

この計画を推進するに当たり、県民のみなさまから基本計画に親しみを持ってもらうため、基本計画の趣旨を表現するキャッチフレーズを設定し、PRに活用します。



「視点1 安全な食品の提供」を表しています。

7 各施策の取組指標

各施策の達成度の目安となる「取組指標」を以下のとおり定めます。

(第3期計画では20の取組指標を定めていましたが、第4期計画では、社会情勢の変化等により現在は指標として適さなくなっているもの等を廃止し、各施策を代表するわかりやすい13指標を設定しています。)

施策	No	指標名	現状 (2年度)	新目標値 (6年度)
①安全な農作物等の 提供の推進	1	認証GAPの取得農場数	138農場	210農場
②安全な畜産物の提 供の推進	2	畜産農場に対する衛生管理対策についての 年間指導率	100%	100%
③安全な水産物の提 供の推進	3	漁協に対する鮮度・衛生管理対策についての 年間指導率	100%	100%
④安全な加工食品の 提供の推進	4	新潟県食品衛生監視指導計画*で設定した 飲食店・製造業・販売業の監視数に対する実 施率	75%	100%
⑤食品等の適正な表	5	新潟県食品衛生監視指導計画*で設定した 大規模・広域流通食品製造施設の監視数に 対する実施率	100%	100%
示の徹底	6	食品表示ウォッチャー*による調査店舗数年間目標(1,200件)の達成率	100%	100%
⑥危機管理体制の整 備	7	健康危機管理関係機関の研修参加率	93%	100%
⑦県及び食品関連事 業者からの情報発信 の推進	8	県ホームページ「にいがた食の安全インフォ メーション」の事業者向けページ年間閲覧数	6,842回 (H28~R2の平 均4,725回)	5,000回
⑧消費者、食品関連 事業者、県の相互理 解の推進	9	食の安全・安心に関する講習を「有意義」と評価した利用者の割合(年平均)	82.8%	80%
②食育を通じた食の 安全・安心に対する	10	にいがた食の安全・安心サポーター活動の年 間利用者数	3,046人	10,000人
理解の推進	11	活動した食育ボランティアの人数(延べ)	13人	110人
⑩食の安全・安心に	12	HACCP普及関係機関の研修参加率	86.7%	100%
係る人材の育成	13	農家数に対する農薬管理指導士認定者の割 合	5%	5%

8 計画の推進体制

(1) 県全体としての推進体制

条例第3条では、基本理念として「食の安全・安心は、消費者、食品関連事業者及び県の 相互理解と協力の下に行わなければならない。」と規定されています。

また、条例第4条及び第5条では条例の目的を達成するために県及び食品関連事業者が 果たすべき責務が規定されているとともに、条例第6条では消費者の観点から県民が果た すべき役割が規定されています。

そこで、本計画では、消費者、食品関連事業者及び県が連携・協力して計画を推進することを明確にするため、「5 施策の視点と体系」で掲げた10の施策について、県の具体的な取組内容を定めるとともに、消費者及び食品関連事業者に期待される役割を定めています。

(2) 県庁内の推進体制

食の安全・安心に関わる本庁関係課で組織した「食の安全・安心戦略会議」*が中心となって、「にいがた食の安全・安心審議会」*の意見をよく聴きながら、計画を推進します。

また、県の地域機関においては、食品安全広域監視班*等が中心となって各地域の実情を 踏まえて計画を推進します。

(3) 国・自治体との連携

内閣府食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省、農林水産省など食品安全行政に関わる国の機関や都道府県・政令指定都市等と密接に連携して計画を推進します。

また、県の地域機関においては、市町村と連携・協力して住民への情報発信に取り組むなどして、計画を推進します。

にいがた食の安全・安心審議会

- 条例第 26 条に基づき設置された審議会で、知事から委嘱された委員が、新潟県 の食の安全・安心に関する施策等について審議します。
- 委員は、消費者、食品関連事業者、学識経験者の15人以内で組織されます。
- 遺伝子組換え作物の栽培を規制する「新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の規定により、許可申請等に係る交雑混入防止措置に関する調査審議を行います。なお、その際には必要に応じて特別委員や専門部会を置くこととしています。



消費者



食品関連事業者



行政

消費者 (県民)

情報提供

食品関連事業者

農林水産業者 流通・販売業者、

調理・製造業者、団体など

役割:取組への理解・協力

責務:安全・信頼確保の取組

(条例第5条)

(条例第6条)

情報提供 施策の申出 リスクコミュニケーション意見交換・情報交換

指導・監視 情報提供 協力・連携

玉

都道府県

·政令指定都

市

行 政

新潟県

にいがた食の安全・安心審議会

(消費者、事業者、学識経験者 15 人で構成) 食の安全に関する重要事項を審議

本庁

食の安全・安心戦略会議

(県庁内4部局10課·室長で構成) 食の安全·安心施策の企画立案、 実施及び進行管理を行う

地域 機関

食品安全広域監視班等

地域の実情に合わせ、その他の関係部署と 連携し、食の安全・安心を推進

連携

情報提供



市町村

責務:施策の策定・実施

(条例第4条)

※) 国の主な機関・・・内閣府食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省、農林水産省

9 計画の進行管理と公表

計画の実効性を確保するために、成果指標や取組指標に基づいて進行管理を行い、「にいがた食の安全・安心審議会」*による審議を受けながら計画を進めていきます。

計画に基づく施策の実施状況(具体的な内容・実績、指標の動向)については、条例第 9条第7項の規定に基づき毎年度公表します。

10 食の安全・安心に関する施策

視点1 安全な食品の提供

施策1 安全な農作物等の提供の推進

現状と課題

消費者の食の安全・安心に対する認識が高まる中、県産農作物の信頼性を高め、安全な 農作物等を求める消費者の期待に応えていくことが重要です。

今後も、安全な県産農作物等を提供していくため、生産者等に対する農薬の適正使用及び記録に関する指導や販売・保管などに関する正しい知識の普及を継続して実施するとともに、農業生産における適正作業の実施など食の安全を確保する取組を推進する必要があります。

また、米穀については、流通ルートを特定することができるよう、米トレーサビリティ 法*が制定されていることから、巡回点検指導等の実施により制度の徹底を行う必要があ ります。

県の取組方針

- 安全な米穀等の供給と消費者の信頼確保のため、米トレーサビリティ法の制度の 徹底を図ります。
- 農業者等に対し、農薬等資材の適正使用や生産活動の工程管理手法(GAP*)の導入を推進し、消費者への安全な農作物等の提供を図ります。

県の取組内容

1 GAP*の普及推進

安全な農作物等を消費者へ提供するため、関係法令等を含め、農業生産活動の各工程の 適正な実施、記録、点検及び評価を行うGAP*手法の普及を図ります。

2 農薬の適正使用の指導

各種講習会や現地指導等を通じ、農業者に対する農薬の適正使用と使用履歴の記録について指導するとともに、農薬販売店等に対する講習会*を実施し、農薬の適正販売及び適正使用を推進します。

また、農薬による人畜・環境等への被害を未然に防止するため、農薬危被害防止運動*を市町村・農業関係機関・団体と連携して実施し、農薬の適正使用を周知・啓発します。

3 米トレーサビリティ法*の普及啓発

米については、米トレーサビリティ法*に基づき、米穀等を取り扱う事業者に対し、米 穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達が義務付けられていることから、巡回 点検指導や制度の普及啓発を行い制度の徹底を図ります。

4 有害土壌汚染物質の吸収抑制技術等の開発

有害土壌汚染物質が農作物に吸収されにくくする管理技術など、安全な農作物の提供に向けた技術開発を進めます。

5 農作物の残留農薬検査

新潟県食品衛生監視指導計画*に基づき、県内に流通する様々な農作物の残留農薬検査を行い、安全性を確認します。

検査の結果、基準に違反する農作物を発見した場合は、事業者に対し違反品の回収や再発防止を指導します。

また、国の研究機関等と連携し、食品中の残留農薬分析法の研究開発を進めます。

6 きのこ、山菜等の放射性物質検査

国のガイドライン等に基づき策定した検査計画に基づき放射性物質検査を実施し、検査結果を県ホームページで公表します。

関係者に期待される役割

		行政や関係団体の広報、講習会などから情報を収集し、農業生産技術
	関連事業者	の習得や生産履歴の記録に努めるとともに、関係法令を遵守し、安全性
及叩	判 理争未在	の確保や経営上のリスク回避を図るため、GAP*に積極的に取り組み
		ます。
		食に関するイベントや交流会、農業体験などへの積極的な参加を通
消	費 者	じ、県内農業や農作物の生産、流通及び食の安全・安心のための取組に
		ついて理解を深め、県産農作物等の消費に努めます。

No	指標名	現 状 (令和2年度)	目 標 (令和6年度)
1	認証GAP*の取得農場数	138 農場	210 農場

施策2 安全な畜産物の提供の推進

現状と課題

畜産物に起因する食中毒の発生などにより、畜産物の安全性や信頼性に対する関心が 高まっています。

安全な畜産物を提供するためには、畜産農場において、生産衛生管理ハンドブックに基づいた衛生管理を徹底するとともに、農場HACCP*や畜産 GAP を推進する必要があります。

県の取組方針

- 畜産農場における衛生管理の徹底について指導します。
- 食中毒原因菌の検査や家畜伝染病等の監視を行います。

県の取組内容

1 畜産農場に対する衛生管理の遵守指導

家畜保健衛生所による畜産農家の巡回等において、農林水産省の「生産衛生管理ハンドブック」に基づき、家畜の衛生的な飼養管理についての遵守指導を行います。

○ 動物用医薬品の適正使用の指導

畜産農家の巡回等による動物用医薬品の適正使用と使用履歴の記録についての指導、飼育動物診療施設巡回による獣医師の生産者への適正な指示及び家畜への適正投与を指導します。

また、動物用医薬品販売業への立入検査等により動物用医薬品の適正販売を指導します。

〇 飼料の適正使用の指導

飼料添加物などの畜産物への残留を防止するため、飼料の製造・販売業者及び農家の巡回により使用基準が定められた飼料の適正な使用について周知、徹底を図ります。

2 食中毒原因菌の検査及び家畜伝染病等の監視・防疫体制の整備

生産農場において、食中毒の原因となる病原微生物(腸管出血性大腸菌等)の検査・指導を行うとともに、家畜伝染病の監視及び発生時に備えた防疫体制を整備します。

3 高度な衛生管理手法を導入した農場の支援

農場HACCPや畜産 GAP 等の高度な衛生管理手法を推進し、取組農場を支援します。

4 と畜場*、食鳥処理場*における適正な食肉検査とHACCPに沿った衛生管理の 実施

法に基づき、と畜場*、食鳥処理場*において、適正な食肉検査とHACCPに沿った 衛生管理に関する監視指導を行うことにより、安全な食肉の流通の確保を図ります。

5 流通する畜産物の動物用医薬品検査

新潟県食品衛生監視指導計画*に基づき、県内に流通する畜産物を保健所が採取して動物用医薬品の検査を行い、安全性を確認します。

検査の結果、基準に違反する畜産物を発見した場合は、事業者に対し違反品の回収や再 発防止を指導します。

関係者に期待される役割

		行政や関係団体の広報、講習会などから情報を収集し、飼養衛生管理
会口	関連事業者	基準を遵守するととともに、生産履歴の記録に努めます。
艮吅	 	県による指導や検査に協力するとともに、関係法令を遵守し、安全な
		畜産物を生産・出荷します。
		食に関するイベントや交流会、畜産の体験学習会などへの積極的な
消	費	参加を通じ、畜産や畜産物の生産、流通及び食の安全・安心のための取
		組について理解を深め、県産畜産物の消費に努めます。

No	指標名	現 状 (令和2年度)	目 標 (令和6年度)
2	畜産農場に対する衛生管理対策についての年	100%	100%
	間指導率	100%	100%

施策3 安全な水産物の提供の推進

現状と課題

水産物は、従来から鮮度が消費者の選択の重要な要素となっており、安全性の確保はもとより漁獲の段階から鮮度保持を図ることが重要となっています。

安全な水産物の提供を推進するため、生産から陸揚げ、流通に至る一貫した鮮度・衛生 管理体制の確立を図る必要があります。

県の取組方針

- 水産物の衛生管理指導を行います。
- 水産物の鮮度・衛生管理に必要な施設整備を行います。

県の取組内容

1 鮮度・衛生管理対策についての啓発・指導

講習会や巡回指導等により、漁業関係者に対する適切な助言や情報提供を行い、鮮度・ 衛生管理に関する知識の普及を図ります。

2 高度な鮮度・衛生管理施設の導入に対する支援

高度な鮮度・衛生管理のための海水清浄化装置、海水冷却装置等の機器・施設整備について、漁業協同組合や漁業者の積極的な導入を推進するため、補助、融資等の支援を行います。

3 水産用医薬品の適正使用の指導

養殖業者の巡回等による水産用医薬品の適正使用と使用履歴の記録について指導します。

4 流通する水産物の水産用医薬品検査

新潟県食品衛生監視指導計画*に基づき、県内に流通する水産物を保健所が採取して水 産用医薬品の検査を行い、安全性を確認します。

検査の結果、基準に違反する水産物を発見した場合は、事業者に対し違反品の回収や再発防止を指導します。

関係者に期待される役割

	行政、関係団体の広報や講習会などから情報を収集し、鮮度管理の取
	組を推進するとともに、新鮮な水産物を適正に衛生管理し、速やかに消
 食品関連事業者	費者に届くよう努めます。
艮帕岗建争未有	県による指導や検査に協力するとともに、関係法令を遵守します。
	水産用医薬品等について積極的に情報を収集し、適正使用に努める
	とともに、使用履歴の記録を徹底します。
	食に関するイベントや交流会、魚まつりなどへの参加を通じて、水産
消 費 者	物の生産、流通及び食の安全・安心のための取組についての理解を深
	め、県産水産物の消費に努めます。

No	指標名	現 状 (令和2年度)	目 標 (令和6年度)
3	漁協に対する鮮度・衛生管理対策についての年 間指導率	100%	100%

施策4 安全な加工食品の提供の推進

現状と課題

県内には多種多様な食品の加工・製造施設があり、全国に向け米菓や漬物などをはじめ とする様々な加工食品を供給しています。

全国に安全な加工食品を供給し、県内外の消費者からの信頼を確保するためには、衛生管理の更なる向上が求められています。

また、飲食店や旅館、給食施設などにおける食中毒の予防は、消費者の健康保護の観点から極めて重要です。

そのため、食品の加工、製造、販売、調理、提供を行う事業者に対し食品衛生に関する知識の普及を図るとともに、食品衛生法*の改正により原則全ての食品営業者にHACCP*に沿った衛生管理が求められる制度が始まったことから、この制度の普及を図っていく必要があります。

県の取組方針

- 安全な加工食品の提供のため、食品の加工、製造、販売、調理、提供等を行う事業 者に対し、食品衛生に関する知識の普及を図っていきます。
- HACCP*に沿った衛生管理の普及を推進します。

県の取組内容

1 飲食店や製造業・販売業等に対する監視指導

食中毒等を予防するため、毎年度策定する新潟県食品衛生監視指導計画*に基づき、保健所の食品衛生監視員*が飲食店や製造業・販売業等に対し効果的かつ計画的に監視指導を実施します。

特に大規模な調理施設や広域流通する食品の製造施設に対し、重点的に行います。

衛生管理の基準が守られていない場合や、不衛生な状態を発見した場合は、速やかに事業者に改善を指導します。

2 各種講習会や機関紙等による食品衛生知識の普及

食品の加工、製造、調理、販売等を行う事業者に対し、以下の講習会や機関紙等を通じて、食品衛生に関する基礎知識及び最新知識の普及を図ります。

- ・飲食店や製造業・販売業等に設置が義務付けられている食品衛生責任者に対する講習会 や、関係団体等が開催する衛生講習会
- 公益社団法人新潟県食品衛生協会など関係団体が発行する機関紙

3 加工食品等の検査

毎年度策定する新潟県食品衛生監視指導計画*に基づき、県内に流通する様々な加工食品を保健所が採取して添加物や微生物等の検査を行い、安全性を確認します。

検査の結果、基準に違反する食品を発見した場合は、事業者に対し違反品の回収・廃棄

及び再発防止を指導します。

また、学校給食の原材料や加工食品、調理済品の微生物の検査を実施し、安全性を確認します。

4 HACCP*に沿った衛生管理の取組支援

食品衛生法*の改正により、令和3年6月から原則全ての食品営業者に「HACCP*に沿った衛生管理」の実施が求められることになり、これに関連し、保健所の営業許可を要しない営業施設(米穀類販売業など)について、新たに保健所への届出が求められることになりました。

保健所では、新たな営業届出制度により対象営業者を的確に把握し、これらの営業施設におけるHACCP*に沿った衛生管理の普及を図っていきます。

具体的には、食品関係団体と連携し、営業者の規模や業種に応じて講習会等を開催するとともに、営業施設の巡回等により取組状況を確認し、必要に応じて助言や指導を行います。

関係者に期待される役割

		行政や関係団体の広報、講習会などから情報を収集し、食品衛生に関
		する最新の知識や高度な衛生管理に関する知識を習得するとともに、
食品	関連事業者	積極的にその導入や実践に努めます。
		県による指導や検査に協力するとともに、関係法令を遵守し、安全な
		加工食品を製造・出荷します。
		食に関するイベントや交流会、工場見学会などへの積極的な参加を
消	費	通じ、県内食品関連事業者の食の安全・安心に関する取組について理解
		を深めます。

No	指標名	現 状 (令和2年度)	目 標 (令和6年度)
4	新潟県食品衛生監視指導計画*で設定した飲	75%	100%
4	食店・製造業・販売業の監視数に対する実施率	7370	100%

施策5 食品等の適正な表示の徹底

現状と課題

食品表示は、食品を摂取する際の安全性や、食品を購入する際の選択機会の確保のために重要な情報であり、食品表示法*、健康増進法、景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)及び計量法などにより、表示すべき事項や使ってはならない広告表現等が定められています。

食品表示に対する理解と信頼性を高めるため、食品関連事業者に対して、関係機関・団体等と連携し、正しい表示について普及啓発を図り、不適正表示に対する監視指導を徹底するとともに、消費者に対しても表示のルールなどについて普及啓発していく必要があります。

県の取組方針

- 販売店等において食品表示の監視指導及び巡回点検を行い、不適正表示の排除及 び適正な表示の徹底を図ります。
- 生産者や加工業者、販売者等の食品関連事業者に対し、各種法令に基づく適正な 表示や広告表現等について、講習会等を通じて普及啓発を行います。

県の取組内容

1 食品表示の監視指導、巡回点検等の実施

製造加工施設や販売店等において、食品表示の監視指導や巡回点検を行うとともに、流 通食品を採取して、添加物やアレルゲン、遺伝子組み換え等の検査を行います。

その結果、事実と異なる表示や誤認を与える恐れがある不適正な表示を発見した場合は、食品関連事業者に対し、各種法令に基づき速やかな改善を指導するとともに、必要に応じて指示・命令等を行います。

また、県民から公募した食品表示ウォッチャー*から、各地域の食品販売店での表示状況について調査・報告をしていただき、その結果を県の指導等に役立てていきます。

2 各種講習会、説明会、セミナーなどによる正しい知識の普及啓発

食品表示法*や健康増進法、景品表示法等の各種法律に基づく適正な表示や広告表現について、県や関係団体、食品関連事業者が開催する講習会、説明会、セミナーなどの機会を通じて、食品関連事業者への普及啓発を行います。

3 広報紙や関係団体機関紙などによる正しい知識の普及啓発

県が発行する広報紙や情報紙、関係団体の機関紙などを活用し、表示や広告表現に関する正しい知識の普及啓発を行います。

4 食品表示に関する相談窓口の設置による普及啓発

県の各地域振興局健康福祉(環境)部、農林水産(農業)振興部、国及び政令指定都市 等関係機関において、食品表示に関する各種相談の窓口を設けることにより、食品関連事 業者に対する正しい知識の普及啓発を行います。

関係者に期待される役割

食品関連事業者		行政や関係団体が開催する講習会などに積極的に参加し、食品表示 に関する正しい知識の習得に努めるとともに、各種法令に基づき適正 な表示や広告を行います。
消費	者	食品等の表示や、県が行う監視指導、検査の実施状況及び結果に関心を持ち、必要に応じ県の施策に意見を表明します。 食品の購入や保存、消費に当たっては、適正な表示商品の選択に努めるとともに、表示等を有効に活用して食中毒の予防に努めます。

No	指標名	現 状 (令和2年度)	目 標 (令和6年度)
5	新潟県食品衛生監視指導計画*で設定した大規模・広域流通食品製造施設の監視数に対する 実施率	100%	100%
6	食品表示ウォッチャー*による調査店舗数年 間目標(1,200件)の達成率	100%	100%

施策6 危機管理体制の整備

現状と課題

食品流通の広域化の進展に伴い、広域的又は大規模な食中毒が全国でしばしば発生しています。

〈広域的に発生した食中毒の事例〉

発生年	内 容	発生地域
平成 29 年	ポテトサラダ等による腸管出血性大腸菌0157食中毒	埼玉県、群馬県等
令和元年	そうざいによるサルモネラ属菌食中毒	岐阜県等 11 県

また、広域流通食品による食中毒の調査においては原因微生物の遺伝子検査が重要な役割を果たすなど、検査技術の進展に伴い、各自治体にはより高度な検査体制の整備が求められています。

このような状況を踏まえ、食品に関する危機事案発生時の県の即応体制の整備が重要となっています。

県の取組方針

- 食品による危機事案発生時に的確な調査及び被害拡大防止措置を行うため、必要 な体制を整備するとともに、研修を実施して職員の能力向上を図ります。
- 食品関連事業者による危機管理の取組を促進します。

県の取組内容

1 健康危機管理対応研修の実施

食品等に起因する健康危機に的確に対応し、被害拡大を防止するため、保健所等の職員に対し、健康危機発生時の対応について実践的な研修を定期的に実施し、職員の能力向上を図ります。

2 食品関連事業者に対する危機管理体制の整備の啓発

食品関連事業者に対し、講習会や立入検査等の機会を通じて、危機管理体制(緊急連絡体制や事故発生時対応マニュアル)の自主的な整備について周知・啓発します。

3 食品等に起因する健康被害発生時の調査と被害拡大防止措置

食品等に起因する健康被害が発生した際は、食中毒処理マニュアルなどに基づき、迅速かつ的確に調査を行い、原因究明と必要な被害拡大防止措置を行います。

状況に応じて、警察、消防機関、医師会、厚生労働省、関係自治体等と連携して取り組みます。

特に、広域影響を及ぼす緊急事案発生時には特別監視チームによる調査・監視を実施 し、新潟県と新潟市の所管区域にまたがる広域事案が発生した場合は、情報を県に集約・ 一元化し、県・市合同で方針を決定して対応します。

また、県境をまたぐ広域的な食中毒が発生した場合は、厚生労働省及び関係自治体と相互に連携を図りながら協力して対応します。(食品衛生法*第21条の2)

4 危害情報の積極収集と消費生活センター等との連絡体制の確保

食品安全行政を担う保健所において普段から危害情報の収集に努めるとともに、条例 第19条に基づく危害情報の申出制度について周知を図り、県民からの情報提供を促しま す。

また、消費生活センター等の相談機関に寄せられた危害情報も保健所が収集できるよう、関係機関同士の連絡体制を確保します。

5 緊急時の迅速かつ的確な情報発信

緊急に県民等に周知すべき危害情報については、県として迅速かつ的確に情報発信するとともに、新聞、テレビ等報道各社に協力を要請して積極的に周知を図ります。

6 原因究明のための検査体制の整備

食中毒等の原因を迅速に究明し、再発防止の指導を適切に行うため、食中毒等の原因物質(微生物、毒素等)をより迅速かつ正確に特定するための検査法の開発を進めます。

また、大規模な食品関連事故等に際し、県の検査能力を超える検査需要が発生した場合、必要に応じ民間や他自治体の検査機関を活用できるよう連絡体制を確保します。

関係者に期待される役割

			様々な危機発生に備え、危機管理体制(緊急連絡体制や事故発生時対
			応マニュアル)を整備します。
食品関連事業者		₩ →	また、危害発生時には迅速な情報提供により被害拡大防止を図ると
		未日	ともに、自ら製造、輸入、加工した食品について、健康被害に関する情
			報や法の規定に適合しない事実を知った場合、速やかに保健所長に報
			告します。
消		_≠∠	日頃から食品の安全性に関心を持ち、食品に関する危害情報を入手
/月	費 者	白	した場合は、積極的に行政機関に申し出ます。

No	指標名	現 状 (令和2年度)	目 標 (令和6年度)
7	健康危機管理関係機関の研修参加率 (保健所、食肉衛生検査センター、県庁生活衛生課)	93%	100%

視点2 食の安全・安心を育む信頼関係の確立

施策7 県及び食品関連事業者からの情報発信の推進

現状と課題

成果指標である「新潟県内で生産・加工・製造された食品が安全だと思う住民の割合」は 県内8割以上、首都圏7割以上を確保(平成29年~令和3年度)していますが、特に首都 圏在住者では、新潟県内で生産等された食品のことをよく知らない割合が高く、県として、 内容や手法を工夫しながら食の安全に関する情報発信を進めていく必要があります。

また、近年は企業の社会的責任として適切な情報開示が求められており、消費者の信頼を 確保するために、食品関連事業者としては、食の安全に関する情報開示を積極的に進めてい くことが重要となっています。

(令和3年度食の安全に関するアンケート) 問) 食の安全に関する情報で、県から特に情

(県内在住者の割合)

食中毒の種類や予防法 …32.4% (1位) 食品添加物の安全性 …28.4% (2位)

食中毒事件や違反食品の発生状況

報発信してほしい内容はどれですか。

…22.1% (3位)

食品表示の見方 …21.2%(4位)

(令和3年度食の安全に関するアンケート)

首都圏在住者が、新潟県内で生産等された 食品の安全性について「どちらとも言えな い」「安全と思わない」等とした理由

新潟県で生産等された食品のことをよく 知らないから …57.4% (1位)

食に関する不安な報道を耳にするから

…16.0% (2位)

生産者や製造業者からの食の安全に関する情報発信不足 …12.8% (3位)

県の取組方針

- 県は、各種媒体を用いて、食の安全に関する様々な情報を正確にわかりやすく、タ イムリーに発信します。
- 特に、健康被害を防止するための重要情報及び県民ニーズの高い情報を重点的に 発信します。
- 食品関連事業者による食の安全・安心に関する自主的な情報提供を推進します。

県の取組内容

1 インターネットによる情報発信

ホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」などにより、食の安全・安心に 関するあらゆる情報を、総合的かつ体系的に情報発信します。

また、食の安全・安心に関する様々な情報を盛り込んだ電子メールを定期的に発信します。 (メールマガジン「いただきます!にいがた食の安全・安心通信」)

【主な県ホームページ】

○にいがた食の安全インフォメーション(福祉保健部)

http://www.fureaikan.net/syokuinfo/

食中毒予防、食品検査の実施状況、食品衛生法*違反事案や営業許可制度などについて掲載しています。



(ホームページへ)

○農林水産部のホームページ

https://www.pref.niigata.lg.jp/site/norin/

農林水産業施策に関する情報、農作物等の生育・管理情報、 地産地消や旬の県産食材に関する情報などを紹介しています。



(ホームページへ)

2 マスメディアや広報紙などを活用した情報発信

テレビの県広報番組、新聞の「県からのお知らせ」や県が発行する「県民だより」などの各種広報紙、市町村広報紙、関係団体機関紙などを積極的に活用し、食の安全・安心に関する様々な情報を、幅広く発信していきます。

【活用可能な広報媒体の例】

・テレビ: テレビスポット「県からのお知らせ」(NST、TeNY)

UX「ほっとホット新潟」、BSN「週刊県政ナビ」

・新 聞: 「県からのお知らせ」(新潟日報、毎日新聞、読売新聞、朝日新聞、産経新聞)

・情報紙: 県民だより(広報広聴課)、県民だより地域版(各地域振興局)

生活情報にいがた「くらしほっと」(県民生活課)

家畜衛生だより(各家畜保健衛生所)

機関紙: 公益社団法人新潟県食品衛生協会「にいがた食の安全」など

3 食中毒予防情報など重要情報の効果的な発信

食中毒予防のための情報を関係者に効果的に伝えるため、最新情報をわかりやすい資料で流行期間中に発信します。

その他、食の安全に関する重要情報を関係者にタイムリーに伝えるため、必要に応じて事業者団体と連携して電子メール、ファックス等により発信します。

【解説】食中毒予防情報の発信の取組

情報名	内 容
食中毒発生の報道発表	管内で食中毒が発生した場合、県民への注意喚起のために発 生状況と予防法を報道発表
毒きのこ食中毒発生注意報	毎年9月1日から11月中旬までを「毒きのこ食中毒予防強化期間」とし、期間中に毒きのこ食中毒が発生した際に注意報を発令(報道発表)
ノロウイルス情報	冬に流行するノロウイルスによる感染症・食中毒を予防する ため、11月から3月の隔週、県内の流行状況やノロウイルス による食中毒の予防法を記載したリーフレットを発行。

4 食品販売店と県との協働による消費者への情報発信

スーパーマーケット等の食品販売店の協力を得て、店頭への専用掲示板の設置や消費 者向けリーフレットの配布により、消費者に食の安全に関する様々な情報を提供します。

店頭掲示板「にいがた食の安全インフォメーション」

スーパーマーケット等の店頭に設置し、消費者向けに食中毒予防 や食品検査状況などの様々な情報をタイムリーに発信しています。

5 講習会による情報発信

食品関連事業者や消費者を対象として、食中毒予防や食品表示制度など食の安全・安心に関する様々なテーマで講習会を行います。

6 県外住民への情報発信

新潟県における食の安全確保の取組をより多くの県外住民に知っていただくため、県外住民向けの情報発信に努めます。

〈発信手段の例〉

- ・ 県ホームページの内容の充実 (県外住民の関心や話題性の高い情報発信等)
- ・インターネットを活用した県外住民向けの新潟県産食品のキャンペーンの実施
- ・県外にある新潟県関係機関と連携した情報発信

7 自主回収報告制度による食品回収情報の提供

令和3年6月に始まった食品衛生法*及び食品表示法に基づく全国統一の食品の自主 回収報告制度について食品関連事業者に周知を図るとともに、回収事案が発生した際は、 保健所は事業者からの報告を受け、国が開発したインターネット上の公開システムによ り回収情報を公開します。

○厚生労働省のページ

https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/_link.do

8 農業体験を通じた消費者への情報提供

農作物の収穫体験や地引き網体験など、消費者が農林業業者の生産現場を直接体験する 取組について、県として積極的に支援し、消費者の理解を深めます。

9 消費者の見学を受け入れている製造所等食品関連事業者の情報提供

食品関連事業者から消費者への情報提供の一環として、消費者の見学や研修を受け入れている食品関連事業者の情報を県が収集し、ホームページ等で紹介します。

10 米トレーサビリティ法*に基づく消費者への情報提供

米トレーサビリティ法*に基づく消費者への産地情報の伝達が円滑に行われるよう、事業者に対し巡回点検指導や制度の普及啓発を図ります。



関係者に期待される役割

	食の安全に関する情報を収集するとともに、行政や関係団体が開催 する講習会などに積極的に参加し、正しい知識や最新の知識の習得に 努めます。
	習得した知識を、職場や事業者間で共有し、安全な食品の提供に活用します。
食品関連事業者	また、自ら行っている食の安全・安心に関する取組や食品の情報について積極的に公開し、消費者への情報提供に努めます。
	農業体験の場の提供や食品製造・流通・販売施設の見学会、消費者と
	の交流会などを積極的に開催し、消費者との相互理解に努めます。
	消費者からの問い合わせに対し、正確に答えられる体制づくりに努
	めます。
	食中毒など食の安全に関する情報に関心を持ち、行政や関係団体が
 消 費 者	開催する講習会や農業体験、食品施設の見学会などに積極的に参加し、
/fl	正しい知識や最新の知識の習得や理解に努めます。
	習得した知識を家族や友人と共有し、普段の食生活に活用します。

No	指標名	現 状 (令和2年度)	目 標 (令和6年度)
8	県ホームページ「にいがた食の 安全インフォメーション」事業 者向けページ年間閲覧数	6,842 回 (平成28年度~令和2年度の平均 4,725回)	5,000 回

施策8 消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進

現状と課題

食品安全に関する考え方は、知識や経験、立場などにより異なってきます。

食品安全に関する施策を的確に講じていくためには、消費者、食品関連事業者、専門家、 行政などの関係者が相互に情報や意見を交換し、施策に反映していくリスクコミュニケ ーション*が大切です。

また、県や食品関連事業者が行っている食の安全に関する様々な取組について消費者の理解を得ることは、食品関連事業者や食品に対する消費者の信頼の確保につながります。

県の取組方針

○ 県は、消費者、食品関連事業者の相互理解を深めるため、お互いに情報や意見を交換できる場の提供を推進します。

県の取組内容

1 関係団体や消費者が行う食の安全・安心に関する取組への支援

関係団体や消費者が行うリスクコミュニケーションや勉強会などの取組に対し、講師 (説明者)の派遣、ホームページ等での取組紹介など必要な支援を行います。

【解説】食の安全・安心出前講座

県では、職場や学校、グループなどからの希望に応じて、集会などに職員を派遣 し、食の安全・安心に関する出前講座を行っています。

食中毒予防、食品表示制度、食品検査状況など様々なテーマを用意しています。 (職員派遣費用、資料代は不要)

2 消費者、食品関連事業者、県の相互理解を進めるイベント等の開催

県は、消費者、食品関連事業者、県の相互理解を進めるため、食の安全に関する様々なイベントなどを開催します。

また、開催にあたっては、アンケートやクイズ、施設見学を取り入れる、インターネットを活用した形式を導入するなど、食の安全に関心の高い子育て世代が親子で参加しやすいようにするなど、参加者ができるだけ能動的に参加できるよう工夫します。

3 にいがた食の安全・安心審議会*の開催

条例に基づき新潟県の食の安全・安心に関する施策等について審議する「にいがた食の安全・安心審議会」*を定期的に開催し、審議会からの意見や提言を施策の取組や改善に生かします。

審議会は公開で開催し、開催結果は県ホームページ等で公表します。

4 条例に基づく施策の申出制度の普及

条例第 18 条に基づく食の安全・安心に関する施策の申出制度について、県ホームページやリーフレットにより周知を図り、県民からの意見表明を促します。

5 相談窓口の周知

県民が、必要に応じて食品の安全性に関する相談ができるよう、保健所等の相談窓口の 周知を図ります。

【食の安全に関する相談窓口】

受付時間: 開庁日の8時30分~17時15分(12時~13時を除く)

名 称	電話番号	所 管 区 域
村上保健所 衛生環境課	0254-53-8371	村上市、関川村、粟島浦村
新発田保健所 生活衛生課	0254-26-9137	新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町
新津保健所 衛生環境課	0250-22-5175	五泉市、阿賀町
三条保健所 生活衛生課	0256-36-2366	三条市、加茂市、燕市、弥彦村、田上町
長岡保健所 生活衛生課	0258-33-4936	長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町
魚沼保健所 衛生環境課	025-792-8619	魚沼市
南魚沼保健所 生活衛生課	025-772-8143	南魚沼市、湯沢町
十日町保健所 衛生環境課	025-757-2707	十日町市、津南町
柏崎保健所 衛生環境課	0257-22-4180	柏崎市、刈羽村
上越保健所 生活衛生課	025-524-6135	上越市、妙高市
糸魚川保健所 衛生環境課	025-553-1938	糸魚川市
佐渡保健所 生活衛生課	0259-74-3399	佐渡市
新潟市保健所 食の安全推進課	025-212-8226	新潟市
生活衛生課 食の安全・安心推進係	025-280-5205	_

関係者に期待される役割

食品関連事業者			行政や消費者とのイベントや交流会などを企画し、また積極的に参
		業者	加し、それぞれの立場の意見についての理解を深めるとともに、自らの
			意見も積極的に発言します。
	費 者		行政や食品関連事業者とのイベントや交流会などに積極的に参加
消			し、それぞれの立場の意見についての理解を深めるとともに、自らの意
		13	見(行政や食品関連事業者の取組について、どこに不安があり、どうす
			れば安心できるか等)も積極的に発言します。

No	指標名	現 状 (令和2年度)	目 標 (令和6年度)
9	食の安全・安心に関する講習を「有意義」と評	82. 8%	80%
	価した利用者の割合(年平均)		

施策9 食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進

現状と課題

生涯にわたり心身の健康を維持するためには、食に関する知識を深め、健康的な食生活を実践することができる力を身につけることが大切です。

また、豊かな食生活を送れるようになった一方、生産の場と消費する場が離れ、お互い 顔の見えない状況にあります。

県民が本県の農林水産業をはじめとする食品関連事業者の活動等に理解を深め、食の 安全・安心に関する知識を養うことができるように、食育の取組が重要になっています。

県の取組方針

○ 新潟県食育推進計画*に基づく食育の推進を通じて、新潟の食を生み出す農林水産 業への理解を深め、食の安全・安心に関する正しい知識を養う取組を進めます。

県の取組内容

1 にいがた食の安全・安心サポーター*の設置

きのこの食・毒鑑別のできる人材や、食品衛生に関する高度な知識を有する人材を「にいがた食の安全・安心サポーター」*として委嘱し、サポーターによる食品関連事業者や消費者への正しい知識の普及を図ります。

2 食育ボランティア*の活動支援

食に関する専門的知識・技術(資格、経験等)を持ち、地域レベルでの「食生活指針」の 普及定着等の食育実践活動をお手伝いいただく食育ボランティア*を登録し、その活動を支 援します。

3 食育を通じた本県農林水産業に対する理解の促進

学校給食における県産農林水産物の使用促進や生産者と消費者の交流促進、学校における農林漁業体験学習の推進など、地産地消の取組や様々な教育機会の提供等により食育を進めていくことで、消費者の本県農林水産業に対する理解を深めます。

4 食の安全・安心に関する知識の普及

家庭、学校、地域の各場面において、市町村、関係者・団体などと連携・協働し、食育を県民運動として推進することにより、食の安全・安心に関する正しい知識の普及を図り、消費者がその知識を基にして、生涯にわたり食を選択できる力を習得する取組を進めます。

関係者に期待される役割

		自ら積極的に食育の推進に努めるとともに、県や市町村、関係団体な
食品関連事業者		どが行う食育の取組に積極的に協力します。
		消費者との交流等を通じ、食の安全・安心に関する自らの取組につい
		て、消費者への情報提供に努めます。
	# 4	県や市町村、関係者・団体などが行う食育の取組に積極的に参加する
消		など、食に関する知識及び食品を選択する力の習得に努めます。
/ / 1	費	地産地消の取組を通じて、食の安全・安心に関する生産者の取組や生
		産物への理解を深めます。

No	指標名	現 状 (令和2年度)	目 標 (令和6年度)
10	にいがた食の安全・安心サポーター*活動の 年間利用者数	3, 046 人	10,000 人
11	活動した食育ボランティア*の人数(延べ)	13 人	110 人

施策10 食の安全・安心に係る人材の育成

現状と課題

食の安全に関する正しい知識をより多くの消費者や食品関連事業者に普及するには、地域や業界において普及啓発に当たる人材を多く確保することが重要です。

そのため、生産から消費に至る各段階で、専門知識を有する人材を積極的に育成してい くことが必要です。

県の取組方針

○ 食の安全に関する正しい知識を普及するため、生産から消費に至る各段階での専門知識を有する人材の育成に努めます。

県の取組内容

1 食品衛生監視員*のHACCP*に関する指導力強化

保健所などで食品営業施設の指導にあたる食品衛生監視員を対象にHACCP*システムに関する専門的な研修を行い、食品営業者のHACCP*システムの導入・運用に関し、支援が行えるよう指導力の強化を図ります。

2 農薬管理指導士の確保・育成

農薬に関する高度な知識と農薬使用者に対する指導力を有する農薬販売者や防除業者等の人材を農薬管理指導士として、確保・育成し、農薬使用者に対する農薬の適正使用の普及を図ります。

3 食品衛生指導員*の養成及び継続教育

食品営業者の自主的な衛生管理の推進に取り組む公益社団法人新潟県食品衛生協会による人材育成事業を支援します。

具体的な支援策の一つとして、同協会で営業施設の巡回指導などにあたる食品衛生指導員*に対する研修事業(養成及び継続教育)を支援します。

さらに、同協会では、一部の食品衛生指導員に対し、飲食店等における HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の普及を担う人材へと育成する取組を進めているところであり、この取組についても支援します。

関係者に期待される役割

食品関連事業者			食の安全に関する専門的な知識を有する人材の計画的な育成に努め	
		業者	るとともに、県などに協力し、他の食品関連事業者や消費者への正し	
			情報の伝達、普及に努めます。	
			食の安全に関心を持ち、知識の研鑽に努めるとともに、自らの専門知	
消	費	者	識や経験を生かし、県などが行う食の安全・安心に関する取組に参加し	
			ます。	

No	指標名	現 状 (令和2年度)	目 標 (令和6年度)
12	HACCP*普及関係機関の研修参加率 (保健所、食肉衛生検査センター、県庁生活衛生課)	86. 7%	100%
13	農家数に対する農薬管理指導士認定者の割合	5%	5%

用語解説

一カュー

ギャップ GAP

Good Agricultural Practices の略称で、農業生産工程管理と訳されます。農業生産者自らが、食品の安全の確保、品質の改善、環境保全等様々な目的を達成するために、①農作業の点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、記録し、③記録を点検・評価し、改善点を見出し、④次回の作付けに活用する、という一連の手法です。

米トレーサビリティ法

正式には「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」といい、食品としての安全性を欠く米の流通を防止し、米の産地情報の提供を促進することを目的に制定され、米・米加工品に関わるすべての事業者に対し、取引等の記録の作成・保存と産地情報の伝達を義務づけています。

取引等の記録の作成・保存は、平成 22 年 10 月 1 日、産地情報の伝達は、平成 23 年 7 月 1 日にそれぞれ施行されました。

さ

食育ボランティア

食育ボランティアとは、郷土料理のつくり方や歴史、農産物の育て方、食と体づくりの 関わりなど、「食」に関する専門的な知識・技術を持ち、学校や地域での「食育」に関す る活動を支援するボランティアのことです。

食鳥処理場

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、食用の鳥(鶏、あひる、七面鳥)をとさつ解体する施設は、食鳥処理場として都道府県等の許可を得ることが義務づけられており、一羽ごとに食鳥処理衛生管理者が確認し、食用に適さない食鳥肉を排除し、流通させない制度になっています。

食の安全・安心戦略会議

食の安全・安心に関わる県庁内4部局10課で構成された連携組織です。

「にいがた食の安全・安心条例」に基づく基本計画の作成及び進行管理、審議会の運営 等を連携して行っています。

〈構成課〉

- · 総務部(県民生活課)
- ・福祉保健部(健康づくり支援課、生活衛生課)
- ·農林水産部(農業総務課政策室、農産園芸課、経営普及課、食品·流通課、畜産課、水産課)
- 教育庁(保健体育課)

食品安全広域監視班

食品の衛生に係る監視指導等の業務の専門的、広域的かつ集中的な処理を図ることにより、食品の高度化する製造加工技術及び複雑化する流通に対処し、食品の安全性を確保するために設置された班です。

県内の保健所のうち、新発田保健所、長岡保健所、上越保健所、南魚沼保健所の4保健 所に設置され広域的な監視指導等の業務を行っています。

食品衛生監視員

食品衛生法に基づき、食品営業施設の立入検査や食品の収去検査など食品衛生に関する監視指導を行う公務員です。都道府県や政令市などの保健所と国の検疫所に主に配置されています。

新潟県では、保健所及び食肉衛生検査センターなどに約100人配置されています。

食品衛生指導員

食品営業者などから構成される「公益社団法人 新潟県食品衛生協会」の自主衛生活動の推進役として、同協会会長から委嘱を受け、食品衛生の普及啓発のため食品営業施設の 巡回指導などを行っています。

令和2年度で県内約1,500人が委嘱されています。

食品衛生法

飲食による健康被害の発生を防止することを目的に昭和 22 年に制定された法律であり、 人の健康を損なうおそれがある食品の販売の禁止や営業許可制度等が定められています。 (所管は厚生労働省)

食品表示法

「食品を摂取する際の安全性」と「一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会」を確保するため、食品表示に関する3法(食品衛生法、JAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)、健康増進法の一部)から表示の部分を抜き出し、「食品表示法」として平成27年4月1日から制定されました。(所管は消費者庁)

食品表示ウォッチャー

県民公募により委嘱し、それぞれの地域における食品販売店での表示状況について消費者視点に立った調査・報告をしていただいています。

食品表示ウォッチャーには法に基づく検査権限は付与されないことから、報告を受けた不適正案件については、県が確認の上、必要に応じ指導を行っています。

一た一

と畜場

「と畜場法」に基づき、牛、豚、馬、めん羊、山羊をとさつ解体する施設は、と畜場と して都道府県等の許可を得ることが義務づけられており、一頭ごとに獣医師が検査し、食 用に適さない食肉を排除し、流通させない制度になっています。

─/\$*─*

新潟県健康福祉ビジョン

県民一人一人が、自分らしい、満足度の高い人生を送ることができるよう、目指すべき 健康福祉施策の方向を示した計画です。

施策の一つに「食品の安全・安心の推進」が位置づけられています。

新潟県食育推進計画

県民一人一人が「食を通じて、健全な心身を培い、豊かな人間性を育む」ことを基本理 念とした食育の総合的な計画です。

新潟県食品衛生監視指導計画

新潟県が実施する食品衛生に関する監視指導の年間計画です。

県民意見を聴いて毎年策定しています。

食品衛生法に基づき都道府県等に毎年度策定が義務づけられています。

にいがた食の安全・安心サポーター

野生きのこの食・毒鑑別の知識を持つ方(日本菌学会の会員など)や、食品衛生に関する高度な知識を持つ方(食品衛生指導員や食品衛生監視員として一定の経験を有する方など)を県知事が「にいがた食の安全・安心サポーター」として委嘱するものです。

地域において、次のような活動に取り組んでいただいています。

- ・住民からのきのこ鑑別相談への対応、きのこ鑑別講習会の講師など
- ・食品関連事業者への食品衛生に関する講習・助言、住民への食中毒予防の啓発

にいがた食の安全・安心条例

「県民の健康を保護すること」並びに「県民が安全で安心な食生活を享受でき、安全で安心な食品等を消費者に提供できる新潟県を築くこと」を目的として、平成 17 年 10 月に制定した条例です。

基本計画の策定や審議会の設置などについて定められています。

にいがた食の安全・安心審議会

p7参照

新潟県農林水産業施策推進計画(にいがたAFFリーディグプラン)

新潟県総合計画で示している農林水産業の施策展開の基本方向である「付加価値の高い持続可能な農林水産業の実現」に向け、施策の方向をより具体化した推進計画です。

農薬管理指導士

農薬の管理及び使用に関する安全を確保し、農薬の危害及び被害を防止することを目的として、農薬販売者、ゴルフ場や造園業における農薬使用管理責任者、農薬適正使用の指導者等の資質向上のため、農薬の取扱いについて指導的役割を果たす者を「新潟県農薬管理指導士」として県が認定するものです。

農薬危被害防止運動

農薬により県民や環境、また農作物に被害が及ぼさないよう、毎年6月から8月にかけて農薬の適正使用について意識啓発を行うものです。

農薬販売店等に対する講習会

県では、農薬についての専門的な知識を有する農薬管理指導士を認定するとともに、病害虫の発生状況調査や適正防除等を指導する病害虫防除員を委嘱しています。

また、こうした方々や県内約 1,450 店の農薬販売店に対し、農業者などの農薬使用者への指導的な役割を担っていただくため、講習会・研修会を開催し、農薬の適正使用や販売に関する知識の向上を図っています。

-は-

HACCP (ハサップ、ハシップ、ハセップ)

国際的に推奨されている安全な食品を製造するための衛生管理の手法です。

正式名は「Hazard Analysis and Critical Control Point」といい、「危害要因分析と重要管理点」などと訳されます。

この手法は、1960年代に安全な宇宙食を製造するためにアメリカで考案されました。 従来の手法では、最終製品の検査により安全性を保証しようとしていましたが、宇宙食の ようにほぼ 100%の安全性の保証が求められる場合、極めて多くの製品検査が必要となり、 作った製品の大多数を検査で使ってしまうという問題がありました。

そこで、原材料から最終製品に至る各工程で微生物汚染や異物混入等の危害要因を分析し、特に重要な工程を連続的に監視することにより、製品検査に頼らずに一つ一つの製品の安全性を保証する手法として、HACCPが考案されました。

1990 年代にコーデックス委員会という国際機関から「HACCP システム適用のためのガイドライン」が示され、各国で導入が進められています。

平成30年度に食品衛生法が改正され、令和3年からHACCPに沿った衛生管理が制度化され、食品等事業者の実施が義務づけられました。

一ら一

リスクコミュニケーション

消費者、食品関連事業者、専門家、行政などの関係者が食品のリスク(健康への悪影響が発生する確率と影響の程度)について相互に情報や意見を交換することです。

食品安全行政を適切に進めるためには、この「リスクコミュニケーション」と「リスク評価」、「リスク管理」という3つの要素が有効に作用することが重要です。

リスク評価:

健康への悪影響の確率と程度を評価する。内閣府食品安全委員会が担う。

(例:農薬の安全性評価)

リスク管理:

リスク評価の結果に基づき、基準設定などの政策を決定・実施すること。 主に厚生労働省、農林水産省等が担う。(例:農薬の残留基準や使用基準の設定)